

持続可能性向上支援補助金(省エネ設備)のご案内

文京区では、GXの推進に向けて、省エネ設備の設置に取り組む中小企業を支援するため、設備の設置に要する経費の一部を補助します。

令和6年度では、以下のとおり改正いたします。

- ①一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を行った場合でも補助対象となり、省エネ最適化診断に要した費用を区が補助いたします。
- ②補助対象事業がLED照明の設置のみである場合は、「省エネ診断」及び「省エネ最適化診断」のいずれも不要となります。

1 補助対象者

- (1) 区内に主たる事業所(法人企業は本店登記も)を有し、補助金の交付を申請する日において、区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。

※「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第1号54号)2条に規定する中小企業者であって、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所以外の事業所(前年度の年間原油換算エネルギー使用量が1,500kl未満の事業所に限る。)を有する事業者をいいます。

- (2) 補助金の交付を申請する日までに納付すべき住民税及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合にあっては、所得税)を完納していること。
- (3) 補助金の交付を申請する日から遡って3年以内に、東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)が実施する「省エネ診断」又は一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診していること。ただし、補助対象事業がLED照明の設置のみである場合は、いずれの診断も不要。

2 補助対象事業

対象となる事業は、補助対象施設が区内にあり、「省エネ診断」又は「省エネ最適化診断」に基づき実施される温室効果ガス排出削減又は光熱水費等の削減が図れる次に掲げる設備を設置する事業であって、中小企業者の省エネルギー対策に関する普及啓発及び経営基盤の強化に資するもの。

- (1) 空調設備
- (2) 換気設備(高機能換気設備に限る。)
- (3) 照明設備(LED照明の設置のみの場合は、省エネ診断・省エネ最適化診断は不要。補助対象となるのは、蛍光灯等照明設備から新規にLED化する場合に限る。LED照明からLED照明への入替は対象外。)
- (4) 受変電設備
- (5) 衛生設備
- (6) ボイラー設備
- (7) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー設備

※ 高機能換気設備とは、次の全てを満たす換気設備を指します。

- ① 1人当たり毎時30m³以上の必要換気量を確保できるもの
- ② JIS B 8628 に規定する全熱交換器に該当するもの
- ③ JIS B 8639 に規定する全熱交換器—風量、有効換気量及び熱交換効率の測定方法により算定した熱交換率が40%以上であるもの

高機能換気設備でご申請される場合、別途「高機能換気設備チェックシート」のご提出が必要となります。換気量、JIS B 8628 に規定する全熱交換器であること、熱交換率（温度交換率）が確認できる仕様書やカタログ等もあわせてご提出ください。

3 補助内容

① 省エネを目的とした設備の設置費用の一部補助を行います。

設備設置費用の3分の2の額とし、50万円を限度とします（ただし、高機能換気設備を設置する場合は、設備設置費用の5分の4の額とし、50万円を限度とします）。

※申請者がISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得している場合は、上限100万円

※補助金の支給額は、1,000円未満の端数は切り捨てとします。

※ISO14001については、「各種認証取得費等補助事業」で認証の取得・更新に係る経費の補助を行っております。詳しくはチラシの最終ページをご覧ください。

② 省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診した場合は、1万6,500円を上限に診断に要した費用を補助します。

4 申込み（先着順）

下記の必要書類をそろえ、文京区経済課までお申し込みください。

【必要書類】

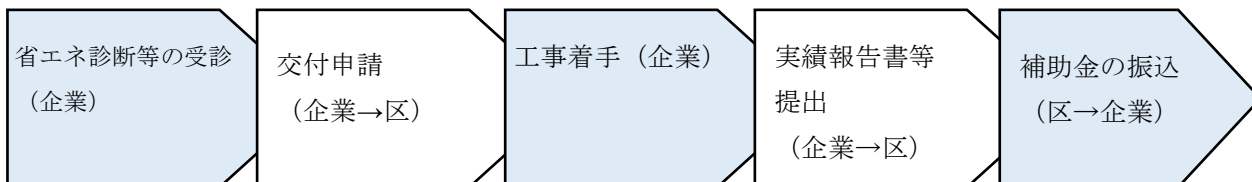
- ① 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 省エネ診断書又は省エネ最適化診断書の写し（発行から3年以内のもの）
- ⑤ 補助対象経費に係る見積書
- ⑥ 申請者が法人である場合は、法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）
- ⑦ 申請日が属する年度の前年度の住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税である場合は、所得税）の納税証明書（発行から3か月以内のもの）
- ⑧ 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写し（申請者が個人である場合）
- ⑨ 設置前の設備の写真（型番及び全体像が分かるもの）
- ⑩ 仕様書その他の設置後の設備の内容が確認できる書類の写し
- ⑪ 高機能換気設備チェックシート（高機能換気設備を設置する場合に限る。）
- ⑫ ISO14001に適合している旨の認証を取得していることが確認できる書類（当該認証を取得しており、かつ、交付額の上限を100万円とすることを希望する場合に限る。）

お申込みの際は、事前に経済課にご連絡をいただき、申込受付状況の確認をしてください。

※ 省エネ診断・省エネ最適化診断に関する問合せ先

- ・クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）省エネ推進チーム
➢ <https://www.tokyo-co2down.jp/>
- ・一般財団法人省エネルギーセンター
➢ <https://www.shindan-net.jp/>

5 補助金交付の流れ



6 申込期間

上半期：令和6年 4月8日（月）より先着順

下半期：令和6年10月1日（火）より先着順

※1事業者につき1回のみ。

※期間途中であっても、予定件数に達した時点で締め切ります。お申込みの際は、事前に経済課にご連絡をいただき、申込受付状況の確認をしてください。

7 注意事項

- (1) 持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）は事前申請です。設備の設置工事を行う前に申請し、交付決定通知受領後に工事を開始してください。
- (2) 同一年度内において、区又は他の行政機関による補助金等の交付を受けた又は受ける予定である改修等については、補助対象事業となりません。

8 設備のリースの場合の注意事項

- (1) 申請時にリースの詳細（契約内容、支払回数、金額等）が分かる書類の写しをご提出ください。
- (2) 令和7年3月31日までに支払った経費が補助対象経費となります。
- (3) 実績報告の際には、リースで支払った全ての領収書とその内訳書の写しが必要です。実績報告時にご提出いただく領収書の日付が令和7年3月31日を過ぎていた場合、補助対象経費とすることができませんのでご注意ください。
- (4) 支払にクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを令和7年3月31日までに完了させてください。

9 分割払いの場合の注意事項

- (1) 申請時に分割払いの詳細（支払回数、金額等）が分かる書類の写しをご提出ください。
- (2) 令和7年3月31日までに全ての支払を完了させてください。
- (3) 実績報告の際には、分割で支払った全ての領収書その内訳書の写しが必要です。実績報告時にご提出いただく領収書の日付が令和7年3月31日を過ぎていた場合、補助対象経費とすることができませんのでご注意ください。
- (4) 支払にクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを令和7年3月31日までに完了させてください。

10 問合せ先

文京区区民部経済課産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

文京区春日一丁目16番21号

【TEL】03-5803-1173（直通） 【FAX】03-5803-1936

●「各種認証取得費等補助事業」のご案内

中小企業の海外進出支援及び経営基盤の強化を目的として、各種認証取得に係る経費を補助します。ぜひご活用ください。

| | |
|-------|---|
| 補助対象者 | 文京区内に主たる事業所を有し、申請時において1年以上事業を営んでいる中小企業者 |
| 助成内容 | 各種ISO、FDA認証、CEマーク、FDA認証、NMPA認証、MFDS認証、エコアクション21認証、エコステージ（ステージ2以上）認証の取得に要する経費 補助率 1/3（上限50万円） |
| | 各種ISOの更新、Pマークの取得に要する経費 補助率 1/3（上限30万円） |
| | Pマークの更新に要する経費 補助率 1/3（上限20万円） |
| 補助対象 | 各種認証の取得 6年4月1日～8年2月28日の間に補助対象事業に支出した経費 |
| | ISO、Pマークの更新 6年4月1日～7年3月31日の間に補助対象事業に支出した経費 |
| 申請方法 | 経済課で配付する申請書を同課へ持参（区ホームページにも記載） |
| 募集期間 | 令和6年4月1日（月）から随時受付（先着順） ※ただし、年度途中でも予定件数に達した場合は、受付を締め切ることがあります。 |

※持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）の補助限度額引き上げの要件となるISO14001の認証取得・更新についても、「各種認証取得費等補助事業」の補助対象になります。